

障がい者就労支援関係事業について

障がい者支援課

1 目的

障がい者の就労支援を行い、経済的自立と地域生活の質の向上を図る。

2 現状と課題

(1) 一般就労

県内民間企業の法定雇用率の達成割合は 58.1%であり、4割以上の企業が法定雇用率未達成
障がい者の就労意欲の高揚や社会の要請に対応するため、更なる支援の充実が必要

(2) 福祉就労

県内の就労継続支援B型事業所の月額平均工賃（令和3年度実績）は、16,153円
障がい者が地域で自立した生活を送るため、工賃向上に向けた支援の充実が必要

3 事業内容

内 容	
一 般 就 労	障害者就業・生活支援センター運営事業 障がい者の就業支援や生活支援を行う「障害者就業・生活支援センター」を設置(10圏域)
	障がい者短期トレーニング促進事業 障がい者の企業等における短期職場実習（1か月以内）の経費を助成
	障がい者雇用福祉連携強化事業 障がい者の能力に応じた就労の場への移行を推進するコーディネーターを設置
	障がい者ITサポートセンター運営事業 ITに関する総合的なサービス拠点となる「障がい者ITサポートセンター」を設置
	ステップアップオフィス事業（知的・精神障がい者チャレンジ雇用） 県機関で主として知的・精神障がい者を会計年度任用職員（パート）として雇用 (R4 22人→R5 28人)
福 祉 就 労	福祉就労強化事業 <ul style="list-style-type: none"> ・受注拡大、販路開拓などを支援する地域連携促進コーディネーターを配置（4人） ・民間の専門技能を有する人材をアドバイザーとして事業所に派遣 ・工賃向上に必要な考え方や経営分析などを学ぶ工賃向上セミナーを開催 ・大規模作業の開拓や受注調整などを行う共同受注窓口を活性化 ・農福連携の取組を促進（農業就労チャレンジ事業）(R4 2人→R5 3人)